平成２８年（フ）第８０４３号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目20番１号
永谷シティプラザ906号
破産者　特定非営利活動法人インターナショナルフローラルデザイナーズ協会
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０４４号
埼玉県新座市石神３丁目６―10
破産者　志村　愛子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１１２号
東京都杉並区梅里１丁目８番14号　パールマンション201
破産者　ビーデザイン合同会社
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１１３号
東京都杉並区永福１丁目７―７―305
破産者　蜂賀　　禎
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５３８号
東京都豊島区西巣鴨２丁目６―14―501
破産者　町井みゆき
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６１５号
東京都豊島区高田１丁目５―１―301
破産者　望月　敏朗
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６１８号
東京都墨田区太平４丁目２―１―616
破産者　吉野　春美
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６２６号
東京都板橋区前野町６丁目46―５
破産者　竹田　　誠
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６３５号
埼玉県草加市谷塚上町75―１　ライオンズマンション竹の塚第３―309号
破産者　細井　隆二
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６５０号
東京都練馬区豊玉南３―24―18　豊南寮329号、住民票上の住所東京都練馬区豊玉南３丁目24―18　国産自動車交通㈱内
破産者　宮城　　均
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６６１号
東京都府中市片町２丁目18―７　エグゼクティブビレッジ３―B
破産者　船坂　　満
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６９２号
東京都江戸川区平井１丁目３―３―401
破産者　藤井　　香
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７１４号
東京都墨田区業平５丁目11―10―204
破産者　金　　敬淑
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７１５号
東京都中野区大和町４丁目45―６―201
破産者　向井　敏和
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７１６号
東京都中野区大和町４丁目45―６―201
破産者　向井　百代
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８１２号
東京都練馬区田柄２丁目１―19―102
破産者　牛見　　暁
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７９０号
東京都世田谷区桜上水１丁目25―５
破産者　佐々木玄徳
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８１１号
東京都東大和市向原６丁目１番地　17―606
破産者　高橋　亜美（旧姓永田）
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８８９号
東京都台東区池之端２丁目１―45―207
破産者　須藤　典子
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９０７号
東京都練馬区光が丘３丁目３―９―111
破産者　岩城　　潔
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９６５号
東京都江東区大島３丁目９―11
破産者　下田千佳子
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部